

## 不用道（水）路敷売払い申請の主な流れ（認定道路）

期間は前後することがありますが、概ね1年程度を要します。

順番	手続き内容	対応者	備考	期間 (目安)
1	払下げに伴う事前相談	申請者→道路管理課		↓ 1 カ月
2	払下げ事前申出書提出	申請者→道路管理課		
3	意見書の交付、払下げの可否回答	道路管理課→申請者		
4	現地確定測量、地積測量図等登記関係書類作成	申請者→業者		↓ 2 カ月
5	4 で作成した書類提出	申請者→道路管理課		
6	不用道（水）路敷売払申請書提出	申請者→管財課		
7	道路法手続き依頼	管財課→道路管理課		↓ 2 カ月
8	表示保存・分筆登記	道路管理課→管財課→法務局		
9	不動産鑑定評価依頼	管財課→業者	土地の価格が100万円以上の場合	
10	土地代金等契約事項提示	管財課→申請者		↓ 2 カ月
11	停止条件付売買契約締結	管財課→申請者	要印紙	
12	契約保証金の納入	申請者	支払い期限概ね1カ月	
13	議会審議	道路管理課	議会開催月 3・6・9・12月	開催から1カ月
14	管理期間		道路法第92条 ※交換の場合は例外あり	2 カ月
15	普通財産移管	道路管理課→管財課		1週間
15	土地代金の納入	申請者	支払い期限 60日以内	
16	所有権移転登記	管財課→法務局	登録免許税は申請者負担	↓ 1 カ月
17	登記完了書受け渡し	管財課→申請者		